

事務連絡
令和2年2月28日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全管理の徹底について （巻き込まれによる死亡事故）

本年2月4日、奈良県橿原市発注の推進工法による下水道管路の布設工事において、推進機の先導部を解体し、スクリューを回転させて排土作業を行っていたところ、到達側の立坑内にいた作業員の衣服がスクリューに巻き込まれたことで、身体が強く締め付けられて死亡するという事故が発生しました。

本省にてヒアリングを行った結果、以下の点で安全対策に不備があったことが確認されました。

- ・推進工の完了後にスクリューを回転させた状態で到達側の立坑内に立ち入った
- ・現場代理人等に相談せず、予定外作業を独断で行った
- ・当日の作業内容に即したKY活動を実施していなかった

本事故の発生状況と再発防止策については、別紙をご確認ください。

各下水道管理者におかれましては、工事現場へのパトロール等を通じ、施工計画書等に基づく作業手順での施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

事故発生状況と再発防止策 (R2.2.4 奈良県橿原市)

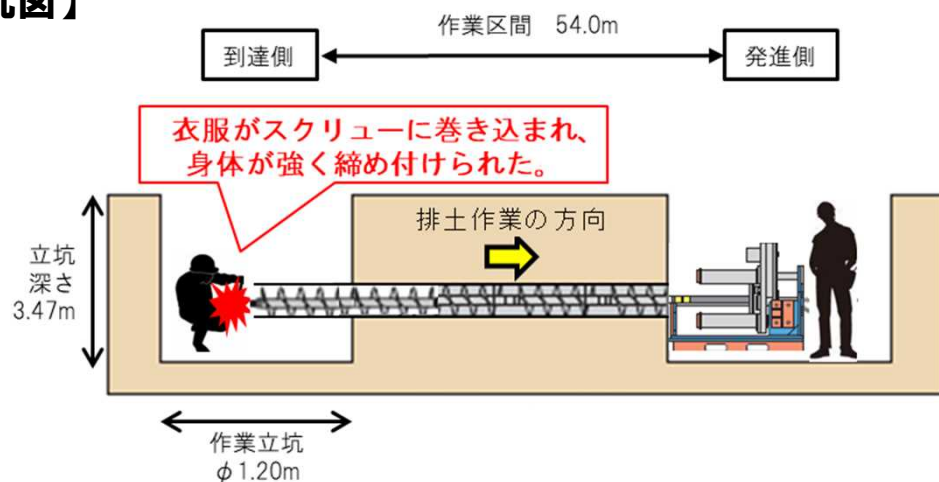
【事故発生状況】

- ・事故当日は、推進工事による下水道管路の布設工事を行っていた。
- ・推進工が完了し、スクリューを回転させて発進側の立坑で排土作業を行っていたところ、到達側立坑で作業をしていた被災者の衣服がスクリューに巻き込まれ、身体が強く締め付けられた。
- ・事故発生時、被災者は到達側の立坑内において単独で作業を行っていた。

【再発防止策】

1. 推進工の完了後は、スクリューを回転させた状態で到達側の立坑内に立ち入ることを禁止する。
2. 作業手順書に記載されていない予定外作業を行う必要がある場合は、現場代理人等に報告・相談した上で、監視員の下で作業を行う。
3. 作業手順書に基づき、当日の作業内容に即したKY活動を実施する。

【状況図】



【状況写真】

